

まちづくりに関する学習支援要綱

(令和6年4月1日都市づくり公社要綱第209号)

公益財団法人東京都都市づくり公社まちづくりに関する学習支援要綱を次のように定める。
公益財団法人東京都都市づくり公社まちづくりに関する学習支援要綱

(目的)

第1条 本要綱は、小学校において実施されるまちづくりに関する学習を支援することにより、次世代のまちづくりを担う児童が、自分たちの住む地域に目を向け、まちの良さや個性を活かしたまちづくりを考える機会を設け、広くまちづくりに興味を持ち、将来に亘って東京のまちづくりに寄与する意識を育成することを目的として、公益財団法人東京都都市づくり公社（以下「公社」という。）が、支援助成を実施するために必要な事項を定める。

(要件)

第2条 申請者は、まちづくりに関する学習を実施する東京都内の学校教育法による小学校で、申請にあたり、支援金の管理及び報告等を確実にできる者とする。

2 学習のテーマは、児童が自分たちの住む地域に着目し、まちの良さや個性を活かしたまちづくりを考えるなど、広くまちづくりを取り扱うものであること。

3 同一のテーマで他の助成制度を導入している場合には、用途を明確に区分していること。

(助成の金額・募集)

第3条 助成1件あたりの金額は100万円を限度とする。年間の件数及び総額は、公社の事業計画及び予算の範囲内で行うものとする。

2 公社は、公社ホームページ等に募集要領を公開し、申請を受け付けるものとする。

(助成金の用途)

第4条 支援助成金の用途は、別表1に掲げるとおりとする。

(申請・決定と支払)

第5条 支援を申請する者は、まちづくりに関する学習支援申請書（様式1）を公社に提出しなければならない。

2 公社は、前項の申請書を審査し、支援の採否とその金額等を決定し、その内容について通知（採用：様式2、非採用：様式3）する。

3 前項で採用通知を受けた申請者は、承諾書兼請求書（様式4）を、公社に提出し、公社

はその金額を申請者に支払う。

4 申請者は、当初の申請内容に変更が生じた場合、まちづくりに関する学習支援変更届（様式5）を公社に提出し、承認を受けなければならない。

（報告）

第6条 助成を受けたものは、学習期間終了時、または支援期間中に学習の実施の遂行が困難になった時は、まちづくりに関する学習支援報告書（様式6）を公社に提出しなければならない。

2 助成を受けたものは、学習期間終了後、採択された学習テーマに基づく校内発表会等を実施することとし、公社から要請が有った場合には、報告会等においてその成果を報告するなど、公社事業に協力しなければならない。また、その成果の印刷物等には支援者である公社の名称等が明らかとなるような字句を付すものとする。

（決定の取消等）

第7条 公社は、助成を受けたものが、次の各号のいずれかに該当した場合、まちづくりに関する学習支援取消（変更）決定通知書（様式7）において、支援の決定の全部若しくは一部を取り消し、またはその決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。

- (1) 虚偽の申請・報告が発覚したとき
- (2) 学習の遂行が困難になったとき
- (3) その他公社が不適切と判断したとき

（助成金の返還）

第8条 公社は、助成を受けたものが、次の各号のいずれかに該当した場合、期限を定めて助成金の返還を命ずるものとする。

- (1) 最終報告において余剰金が発生したとき
- (2) 第7条の規定により支援の決定の取り消し等を行ったとき

2 前項の規定により返還を命ぜられた助成を受けたものは、定められた期限までにその助成金を返還しなければならない。

（個人情報）

第9条 公社は、支援の実施に際し、公社個人情報保護規程・個人情報保護管理要綱に基づき、個人情報の適正な管理を行うものとする。

（管轄裁判所）

第10条 本要綱から生じる、一切の法律関係に基づく訴えについては、公社本社の所在地

を管轄する地方裁判所をもって専属管轄裁判所とする。

(その他)

第 11 条 本要綱に定めのない事項は、別途公社が定めるものとする。

附則

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

別表 1

項目	備考（経費の内訳）
人件費	講師への謝金等 ※当該小学校に勤務する者の人件費は認められない。
資料費	図書等
消耗品費	まちづくりに関する学習に直接用いた文具・施設入場料等 ※パソコンの購入・飲食費は認められない。
印刷製本費	資料等印刷・コピー料金、成果書等の製本代等
通信運搬費	国内外電話 FAX 料金、郵送・運搬費等
借料及び損料	車両・会場・機械・機器・器具等の借料及び損料
委託費	※学習にかかる業務の一部を委託するための経費